

三重こどもわかもの育成財団助成事業

青少年育成調査研究事業要綱

(目的)

第1条 子ども若者をとりまく環境の変化により深刻化する諸問題への対応を図るための研究活動を対象とし、その調査結果を広く県民に公開するとともに情報を共有することを目的とする。

(助成対象)

第2条 前条の目的を達成するために、公益財団法人三重こどもわかもの育成財団（以下「財団」という。）が、調査研究を行なう団体（以下、「申請者」という。）に対し、研究活動に伴う必要経費を助成する。

2 申請者は、県内に所在地を有する団体であり、共同研究については研究全体について責任をもつことができる代表者を定めることとする。

3 申請者は、応募時に20歳以上の代表者を選任すること。ただし、大学生等は代表者となることはできない。

(助成の給付)

第3条 助成金の給付及び限度額、方法は以下のとおりとする。

(1) 助成額は、1団体100千円以内（千円未満切捨）とし、予算の範囲内で給付する。

(2) 助成方法は、単年度事業とする。ただし、理事長が特に認めた場合に限り2年を限度として継続できる。

(3) 補助率は、10/10以内とし、総事業費は50千円以上とする。

(助成の給付対象外経費)

第4条 助成の対象である事業を実施する経費のうち次に掲げる経費は、助成の対象としない。

(1) 申請者の備品となる経費

(2) 申請者内部の関係者への謝金

(3) 申請者の施設を維持運営するための経費

(4) 領収書の不備（明細の不明瞭等）が著しい経費

(5) その他、申請者が負担すべきと考えられる経費

(助成の申請)

第5条 助成の対象となる調査研究の給付を受けようとする申請者は、事業申請書（第1号様）に、次に掲げる書類を添えて財団理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書（第1号様式付表1）
- (2) 収支予算書（第1号様式付表2）
- (3) 助成金振込届出書（第2号様式）
- (4) 過去の実績（別添資料として申請者の書式で提出）

（審査会）

第6条 申請のあった事業について、その適否を審査するため、審査会を置く。

- 2 審査会は、財団役員、外部委員等の10名以内により構成し、委員長は互選により決定する。
- 3 直接の利害関係者は、審査に加わらない。
- 4 審査会は、原則公開とする。

（助成の決定）

第7条 理事長は、審査会において助成が決定されたときは、助成決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

- 2 不採択となった申請者には、審査結果通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（助成の条件）

第8条 理事長は、前条による助成の決定をする場合は、申請者に対して次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 助成の対象となった事業の内容の変更、中止又は廃止となった場合は、速やかに理事長に報告し、その指示を受けること
- (2) 助成事業の実施にあたっては、財団の助成金を受けた事業であることを印刷物等へ表示すること
- (3) その他、理事長が助成の目的を達成するために必要と認める条件

（助成金の交付）

第9条 助成金の交付は、対象事業を完了した後に行うものとする。ただし、助成金の交付の目的を達成するために必要があると認められるときは、概算払請求書（第5号様式）により、上限80%以内で概算払いをすることができる。

（事業の実績報告）

第10条 助成金の交付を受けたものは、助成の対象となった事業が完了した日以後1ヶ月以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 調査研究内容（第6号様式付表1）
- (2) 収支決算書（第6号様式付表2）
- (3) 研究報告書（別冊3部・電子データ（CD-ROM等））

(助成金の確定)

第11条 理事長は、前条の規定による報告書について活動の成果が助成金の給付の条件に適合するかどうかを精査し、助成金の額を確定する。

(助成金の返還)

第12条 理事長は、助成を受けた申請者が、正当の理由がなく次に掲げるいずれかに該当するときは、助成の決定を取り消すとともに、助成金の返還を求めることができる。

- (1) 助成対象である事業を実施しないとき
- (2) 助成対象である事業を中止し、完了する見込みがないとき
- (3) 助成金を助成の目的以外に使用したとき
- (4) 第8条の規定により付された条件に違反したとき
- (5) 第10条の規定による事業の報告書を提出しなかったとき

(関係書類の保管)

第13条 助成を受けたものは、事業実施に関する証拠書類を整備し、当該事業年度の翌年から起算して5年間保管しておかなければならない。

(研究成果の活用)

第14条 助成を受けたものは、第1条に掲げる目的を達成するため、実績資料の提供等に協力するものとする。

- (1) 財団ホームページへの掲載に関すること
- (2) 財団広報誌等への掲載に関すること
- (3) 財団主催の研修会等での発表に関すること

(個人情報の保護)

第15条 研究により取得した個人情報は、財団法人三重こどもわかもの育成財団個人情報実施要領に基づき適正な取り扱いをすること。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

この要綱は、平成23年9月1日から適用する。

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。